

いちご一会とちぎ国体野木町協賛取扱要項

1. 趣旨

この要項は、野木町で開催される第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」及びリハーサル大会（以下「大会」という。）の開催趣旨に賛同し、協賛の申し出があった場合における協賛の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 協賛の内容

- (1) 協賛の受入れは、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品、その他、各大会に必要な用具等（以下「協賛物品等」という。）又は金銭（以下「協賛金」という。）とし、いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う。
- (2) 協賛方法は、協賛品等の提供若しくは貸与又は協賛金の提供とする。なお、協賛金の提供は、原則、実行委員会が指定する口座への金銭納入とする。
- (3) 協賛物品等の搬入、据付並びに撤去等に関する費用及び振込に係る手数料は、原則として協賛者が負担する。

3. 協賛の手続き

- (1) 協賛の申し込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (2) 実行委員会は、協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を協賛者に交付する。

4. 協賛として受け入れないもの

次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れないものとする。

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの、公序良俗を乱す恐れがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に係ると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
- (6) その他、実行委員会が適当でないと認めるもの

5. 協賛の表示

- (1) 協賛物品等又は協賛金には、協賛者の意向に応じて、協賛者名を協賛物品等に直接文字、イラスト等により表示することができる。ただし、協賛物品等に直接表示することができない場合は、この限りではない。
- (2) 前号の協賛者名の表示は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、実行委員会と協議し、実行委員会の承認を得て行うものとする。

6. 協賛への謝意

実行委員会は、協賛物品等又は協賛金の提供を受け入れたときは、協賛取扱基準により、協賛者に対し感謝状等を贈呈する。また、状況に応じて、SNS等にその旨を掲載することができる。

7. 協賛の受入れ期間

協賛の受入れ期間は、大会終了までとする。

8. その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は令和2年5月13日から施行する。

附則(一部改正)

この要項は令和3年8月17日から施行する。

様式第1号

協賛申込書

令和 年 月 日

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会
会長 様

(申込者)

名称 _____

代表者氏名 _____

所在地 _____

電話番号 _____

野木町で開催されるいちご一会とちぎ国体の野木町競技会及びリハーサル大会の開催趣旨に賛同し、次に掲げる品目を協賛します。

項目	内容		備考
協賛品名			
仕様(規格・内容)			
単価・数量	単価	数量	
総額(相当額)			
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供 ・ <input type="checkbox"/> 貸与 <input type="checkbox"/> 協賛金		<input checked="" type="checkbox"/> して下さい。
引渡予定日	令和 年 月 日		
その他特記事項			

【個人協賛者は、下記にチェックをお願いします】

- 「いちご一会とちぎ国体野木町協賛取扱要項」及び別紙「個人協賛にあたっての確認書」に同意します。
- 氏名の公表に同意します。

《申請担当者連絡先》

担当者 _____

電話番号 _____

様式第2号

協賛受領書

令和 年 月 日

様

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会
会長

野木町で開催されるいちご一会とちぎ国体の野木町競技会及びリハーサル大会の開催趣旨にご賛同いただき、次に掲げる協賛品目を受領したことを証明します。

項目	内容	
協賛品名		
仕様（規格・内容）		
単価・数量	単価	数量
総額（相当額）		
協賛方法	提供・貸与・協賛金	
受領日	令和 年 月 日	
その他		

個人協賛にあたっての確認書

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会への個人協賛にあたっては、いちご一会とちぎ国体野木町協賛取扱要項及び当該確認書の内容をあらかじめご確認いただき、協賛申込書（様式第1号）の同意欄にチェックしたうえでお申し込みをお願いいたします。

1 個人情報の取扱い

- (1) 「いちご一会とちぎ国体野木町協賛要項」及び「個人協賛にあたっての確認書」への同意が必要となります。
- (2) 氏名の公表に同意した場合、協賛物品並びに実行委員会SNS等に個人の氏名を掲載することができます。なお、個人協賛における氏名の公表についての詳細事項は、実行委員会と協議のうえ決定いたします。
- (3) 実行委員会は協賛申込書において知り得た協賛者の氏名、住所その他の個人情報を、協賛の受入れ、取扱い、各種連絡等において利用する場合があります。

2 反社会勢力の排除

個人協賛者は、次の各号に掲げる事項を確約するとともに、それに違反した場合、いかなる理由でもその責任を負い、協賛の取消し・無効・損害賠償等のいかなる措置にも異議申し立てをしないものとします。

- (1) 個人協賛者が暴力団、暴力団関係企業、もしくはこれらに準ずる者又はその構成ではなく、反社会的勢力との間に特段の関係もないこと。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させて、協賛を行うものではないこと。